

命の大切さ、命のつながりに向き合おう

関連する主な人権課題：子ども・女性

1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 「児童の権利に関する条約」の採択などを背景にして、子どもを単に保護、養育の客体としてとらえるのではなく、その人格と主体性を尊重しつつ、調和の取れた成長発達を援助していくべきであるという認識が高まっている。また、子どもが心身ともに成長していくには、保護者をはじめとする大人の愛情や保護を受けることが前提である。しかし、子どもの年齢が低ければ低いほど、子どもは自らの意向を主張することはできず、周囲の大人の意向や態度に影響される。とりわけ、保護者からの虐待行為を不当な人権侵害と認知したり、子ども自身の力で避けたりすることは困難である。保護者から受ける虐待は、子どもの心身の成長発達過程や成人に達した後の生活にまで多大な影響を及ぼすことから、虐待は最も深刻な子どもの人権侵害である。そのため、子どもの人権擁護の基盤づくりとして、①子どもの成長過程を周囲の大人が見守っていくこと、②虐待について理解しておくこと、③できるだけ早く虐待に気づき早期対応につなげること、④より多くの人に理解を求めることが重要である。また、現在、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」の考え方に基づき、子どもの安全な居場所づくりや、地域の子育て力を高める取組などが進められている。
- (2) 国においては、個人の尊厳と法の下の平等を保障する日本国憲法のもと、人権の擁護と男女平等の実現に向けた様々な取組が進められている。しかし、配偶者などからの暴力（D V）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、これまで被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったという指摘がある。また、D Vは、被害者の生命や心身に重大な危害が生じる危険性があるにもかかわらず、潜在化しやすく、周囲の人が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。加えて、被害者は、多くの場合は女性である。その背景には、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差などがあるといわれている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者などからの暴力を防止し、被害者を保護することが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。
- (3) 指導に際しては、生徒に、命のつながりやかけがえのなさに気づかせ、家族の一員として家庭生活を大切にしようとする心情を育成することや、心の安らぎなどの家庭の機能を理解させることが重要である。また、将来の生活を展望し、主体的によりよい生活を工夫しようとする意欲や態度を身につけさせることが重要である。例えば、乳幼児と接する機会の少ない生徒が、乳幼児と出会い、ふれあうことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛情を深めることにつながる。このような体験学習は、生徒の育児に対するイメージを膨らませ、子育てに関わる知識や技能、態度などの予備知識を身につける機会となることが期待できる。

2 展開例（研究課題(1)）

(1) 学習のねらい

児童虐待の実態や背景などについて理解し、自他の生命を大切にしようとする意欲や態度を身につける。

(2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
<p>1 児童虐待の実態を調べる。</p> <p>2 児童虐待と「しつけ」の違いについて話し合う。</p> <p>3 児童虐待防止に向けた取組を理解する。</p> <p>4 ふり返りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待の種類などを理解させる。 ○ 暴力が子どもに与える影響や児童虐待の背景などについても考えさせる。 ○ 法律で規定されている通報義務やこども家庭センターの役割などについて理解させる。 ○ 命の大切さを実感させ、自他の生命を大切にしようとする意欲や態度を身につけさせる。

3 参考

(1) 兵庫県における児童虐待相談受付件数

区分		平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
県	中央こども家庭センター	256	216	321
	西宮こども家庭センター	351	515	327
	川西こども家庭センター	103	211	245
	姫路こども家庭センター	258	246	242
	豊岡こども家庭センター	43	57	41
神戸	神戸市こども家庭センター	340	312	381
	区子育て支援室（神戸市）	137	166	195
市町	神戸市を除く40市町	2,582	2,612	2,936
合 計		4,070	4,335	4,688

（兵庫県こども家庭センター）

(2) 兵庫県におけるDV相談件

区分		平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
県	県立女性家庭センター	1,447	1,484	1,432
	県立男女共同参画センター	868	972	955
	その他県関係機関（県こども家庭センターなど）	395	140	152
市町	神戸市	3,593	3,738	4,312
	中核市（姫路・尼崎・西宮市）	2,700	2,532	2,155
	25市	1,797	2,165	2,210
	12町	48	44	37
	県警 県警察本部(DV事案認知件数)	1,642	1,797	1,867
合 計		12,490	12,872	13,120

（兵庫県こども家庭センター）

- 被虐待児の年齢別割合（平成21年度県所管分）
 - 小学生（39%）、3歳～就学前児童（22%）
 - 0～3歳未満児（19%）、中学生（14%）
- 虐待の種類（平成21年度県所管分）
 - 身体的虐待（43%）、養育拒否・放置（34%）
 - 心理的虐待（19%）、性的虐待（4%）

(3) 内閣府 男女共同参画局の若年層向けパンフレット

内閣府が平成20年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、交際相手からの被害経験について、10歳代、20歳代のときの交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した人の割合は、女性13.6%、男性4.3%であった。近年、若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）の問題が指摘されているが、その背景として、若年層においても、暴力の問題が身近に存在していると考えられる。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においては、若年層への教育・啓発の重要性について言及している。

